

令和6年度 指定管理者総合評価表(評価対象年度:令和5年度)

令和5年度事業に係る事業報告書等に基づき、指定管理者による管理運営状況について確認、検証した結果、下記のとおり評価しました。

施設名	津市安濃工業会館
指定管理者	津市商工会
指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
施設の設置目的	本市に立地する企業相互間の交流、従業員の技術研修等の用に供するとともに、企業と地域住民との融和の用に供するため。
指定管理者の業務	(1) 会館の使用の許可に関する業務 (2) 会館の施設、設備器具等の維持管理に関する業務 (3) その他市長が必要と認める業務
評価担当部課 (問い合わせ先)	安濃総合支所地域振興課産業振興・環境担当(電話059-268-5517)

評価は◎非常に良い、○良い、△やや悪い、×悪いの4段階です

区分	評価項目	検証結果	評価結果
管理状況について	適正な人員配置	人員配置は、責任管理者1人、事務員1人で施設の維持管理業務を行っている	○
	従事者の教育・研修	内部研修を1回(3月)に実施している	○
	関係法令の遵守	関係法令は遵守されている	○
	緊急時等の対応	津市商工会BCP(事業継続計画)に基づき緊急事態等に備えている	○
	備品等の管理	点検・整備も行われており、適切に管理されている	○
	個人情報保護	津市個人情報保護条例に基づき、適正に実施されている	○
	施設・設備の保守点検	施設・設備の保守点検を適切に行っている	○
	清掃業務	消耗品の補充等、清掃業務を適切に行っている	○
	警備業務	責任管理者、事務員により適切に行っている	○
	環境への配慮	利用者にも冷暖房の省エネ設定を呼びかけ、冷暖房の省エネ設定に努めている	○
	報告書等の整理及び提出	条例第10条に基づき、毎年度終了後30日以内に事業報告書の提出を受けている	○

運営状況について	利用状況	企業相互間の連携の場や福利厚生及び慈善事業の拠点として、さらに地域住民の健康増進及び文化活動の場並びに地域振興事業実施拠点として利用されている	○
	利用者満足度の向上	利用者が気持ちよく施設を利用できるよう配慮している	○
	地域や関係団体との交流・連携	毎月1回程度、会合を開催している	○
	利用者の苦情、要望等の対応	関係機関と連携を図り、適切に処理している	○
	事業の実施状況	概ね計画どおり実施されている	○
	その他		
自主事業について	自主事業の適切な実施	概ね計画どおり実施されている	○
雇用・労働条件について	労働関係法令の遵守	労働関係法令を遵守し、雇用・労働条件への適切な配慮がなされている	○
収支状況について	収支決算状況	適切に処理されている	○

【総合評価】 ※適正な管理運営を行ってきたかを記入する

施設の管理運営状況は、責任管理者1人、事務員1人の人員配置が行われており、施設の使用及び保守点検などの管理について、適切に業務を行っている。
 また、事業計画に基づき、企業相互間の連携の場や福利厚生及び慈善事業の拠点として、さらに地域住民の健康福祉や文化活動の場や地域振興事業実施拠点として利用されており、施設の設置理念に基づいた管理運営がなされている。このことから総合的に判断し、指定管理者として評価できる。

【指定管理者に対して行った指導助言の内容・今後の業務改善(向上)に向けた考え方】

施設については、老朽化、駐車場が狭小で立地が悪いなどアクセス面で不利な状況もあり、利用者数が伸びていない状況となっている。
 今後は、施設の認知度向上のため「安濃だより」の他に商工会HPにも施設PRのための掲載や商工関連のセミナー、講習会や商品の展示などの催しによる会館の利活用や利用者数増加促進について提案・助言を行った。